

◎意見書案第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化  
を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 10、意見書案第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。3 番、斎藤征信議員。

〔4 番 斎藤征信君登壇〕

○3 番（斎藤征信君） 意見書案第 8 号。提出者、賛成者は記載のとおりであります。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、道では森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1 京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値 3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3 川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

提出先は記載のとおりでございます。

**○議長（山本浩平君）** ただいま、提出者から説明がありました。

この意見書案は、議員会が加盟している北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会からの要請により、前例により議員会の正副会長名で提出されたものであります。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略し採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第8号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

**○議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれ機関に送付することといたします。